

第2回青森県子ども・子育て支援推進会議 議事録

日 時：平成26年5月7日（水）

15：00～17：00

場 所：アラスカ 3階 エメラルド

1 オリエンテーション

(司会)

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前配付させていただきました資料として、本日の次第、名簿、席図、報告事項1、報告事項2、3、並びに協議事項、参考資料として官報がございます。

また、本日机上に配付しております資料として、今後のスケジュール、青森県子ども・子育て支援推進本部会議資料一式を配付させていただいております。

また、カラーの内閣府のパンフレット「なるほどブック」をお手元に配付させていただいております。

本日、お持ちになっていない方や不足がございましたら、事務局までお知らせください。

2 開会

それでは、ただ今から「第2回青森県子ども・子育て支援推進会議」を開催いたします。

私は、進行を務めますこどもみらい課課長代理の村上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして江浪健康福祉部長より挨拶を申し上げます。

3 開会挨拶

(江浪健康福祉部長)

青森県健康福祉部長の江浪でございます。

本日は、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から子ども・子育て支援の推進にご理解とご協力を賜りまして深く感謝を申し上げます。

本推進会議でございますが、今年度が初年度となります「青森県基本計画 未来を変える挑戦」におきまして、結婚や子育てをみんなで支える地域社会づくりに取り組むとともに、次代を担う子どもを心身共に健やかに生み育てられる環境づくりを進めることとしているなか、今後の一層の取り組みの強化を図る観点から、子ども・子育て支援につきまして重要な役割を担っていただく一環といたしまして、昨年10月に条例設置をしたものでございます。

また、昨年、4月には、県の方の推進体制を見直し、青森県子ども・子育て支援推進本部を設置いたしまして、4月30日に第1回の本部会議も開催をしたところであります。

今後、本推進会議と庁内の推進本部が連携しながら、当面の目標といたしましては、次期の次世代育成支援行動計画であります「わくわくあおもり子育てプラン」の策定、また、今後の子ども・子育て支援施策の推進を進めて参りたいと考えております。

今年度、ややスケジュールが立て込んでおりますが、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

本日は、第2回目の会議でございます。次第にもございますが、昨年度実施いたしました本県におきます子どもと子育てに関する調査結果、市町村子ども・子育て支援事業計画におきます「量の見込み」に関します暫定的な調査の結果、また、幼保連携型認定こども園に関する基準府省令などをご報告申し上げまして、皆さまと情報を共有するとともに、わくわくあおもり子育てプランに盛り込みます、子ども・子育て支援事業支援計画の検討項目につきましてご説明をさせてい

ただきたいと考えております。

前回の会議におきまして、資料をなるべく早めにというご要望をいただいておりますが、今回も直前の送付となってしまいましたことをこの場をお借りしてお詫び申し上げたいと思います。

次回以降、引き続き努力をして参りたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

それでは、委員の皆さまには、専門的な見地からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

4 会議成立報告・委員紹介

(司会)

ここで、会議内容の公開についてお願い申し上げます。

この会議は、公開を原則としております。また、議事録として、皆さまの発言内容を要約して県のホームページに掲載いたします。予め御了解願います。

本日は、委員 20 名のうち 19 名出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

ここで、議事に先立ちまして委員の異動がありましたので紹介させていただきます。

恐縮でございますが、お名前を呼ばれましたら、その場でお立ちいただくようお願い申し上げます。

青森県議会環境厚生委員会委員長 田中順造委員。

なお、本日は村上壽治委員におかれましては、都合により欠席となっております。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

江浪健康福祉部長でございます。

久保こどもみらい課長でございます。

子育て支援グループマネージャーの泉谷総括主幹でございます。

児童施設支援グループマネージャーの最上総括主幹でございます。

それでは、ここから先は議事に入ります。

佐藤会長に議長を務めていただいておりますので、佐藤会長、よろしく申し上げます。

5 議事

(佐藤会長)

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、会議を進めて参りたいと思いますが、会議を進めていく前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。

井ノ上委員、柿崎委員をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず最初に事務局から今後のスケジュールについて、及び青森県子ども・子育て支

援推進本部会議について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、泉谷から説明させていただきます。

本日、配付させていただきました資料の中に右の上の方に参考資料ということで四角で囲った1枚の資料があるかと思えます。そちらをご覧いただきたいと思えます。

今年2月に第1回の会議を開催させていただきましたが、その際にこの会議のスケジュールについてご説明させていただきました。それから若干変更になった点がございましたので、ご説明させていただきます。

変更点は、5月のところですね。第2回の会議を当初4月の開催予定でございましたが、5月に少し遅れ込んで参りました。

また、本日報告する事項としまして、幼保連携型認定こども園に係る基準府省令の報告をさせていただきます。本来であれば、ここで幼保連携型認定こども園基準条例案の意見聴取を行う予定でございましたが、この府省令が公布されるのが4月30日ということで、少し遅れ込んで参りました関係で、本日はこの府省令の報告とさせていただきます。条例案の意見聴取につきましては、次回、7月を予定しております第3回の会議において説明させていただく予定でございます。

従いまして、この条例案の提出が6月議会への提出を予定しておりましたが、こちら9月の方に条例を提出予定ということでご報告をしております。

それからもう1点、青森県子ども・子育て支援推進本部会議につきまして、先ほど、江浪健康福祉部長の挨拶にもございましたが、この会議につきまして、まず本県では次世代育成支援のための取り組みを促進するために「わくわくあおもり子育てプラン」を策定しておきまして、この推進体制につきましては、現状の組織として、青森県次世代育成支援対策庁内推進会議と子育てに関する団体や委員会の有識者等で構成する「青森県次世代育成支援対策地域委員会」を設置しておりましたけれども、昨年の10月に県の附属機関としまして本日開催しております「子ども・子育て支援推進会議」を設置したところでございます。

地域協議会の上部は、この支援推進会議の方に移行することとしたところでございます。

庁内の推進会議につきましても、発展的に解消いたしまして、知事を本部長とします「青森県子ども・子育て支援推進本部」を設置いたしましたのでご報告させていただきます。

また、去る4月30日に本部会議を開催いたしましたので、その会議の資料一式を今日クリップ留めで綴じて配付させていただきます。こちらが一式ということになります。こちらの方を参考にご覧いただければと思えます。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、スケジュール、推進本部会議の今後のスケジュールについてご説明がありました。

それでは、議事に入って参りたいと思えます。

報告事項の第1番目、子どもと子育てに関する調査結果について、事務局からお願いしたいと

思います。

(事務局)

それでは、報告事項1ということで、カラーのこの資料でご説明させていただきます。

まず、1番目の調査の目的ということですが、こちらは、子育てに希望と喜びを持てる青森県づくりを進めていくための施策の基礎資料を得るという目的で5年ごとに実施しているものでございます。

この調査で把握した県民の子育ての現状や子育て支援に関する県民ニーズなどについて、「わくわくあおもり子育てプラン」に反映させていきたいと考えております。

2番、調査の概要でございますが、調査対象は0歳から15歳の子どもを持つ親でございます、標本数は2千人ということでございます。回収率が54.6%でございます、調査の実施期間は昨年の9月30日から10月25日までの期間で実施いたしました。

3番目に主な調査結果ということでまとめております。

まず(1)の回答者のプロフィールということですが、回答者の性別を見ていただきますと、女性が男性よりも多いと。約1対3というような割合になっております。

②の回答者の年齢を見ますと、ご覧のとおりとなっておりますけれども、前回調査と比較しますと、若い方からの回答が多かったということになっております。

続いて2ページ目をご覧ください。

(2)の①のところですが、理想とする子どもの数ということですが、こちらは「2人」が44.1%と最も多く、次いで「3人」が40.5%、「4人」が3.6%となっております。

②の予定の子ども数を見ますと、「2人」が最も多いのですが、割合が50.9%と多くなっておりまして、次いで「3人」という順番は変わらないのですが、割合としましては22.8%、1人が14.5%となっております。

続いて3ページをご覧ください。

こちらは、理想の子ども数より予定の子ども数が少ない方に聞いた、少ない理由ということでございますが、「子どもの教育にお金がかかる」というのが38.4%と最も多くて、次いで「食費、医療費、こづかいなど子どもを育てるのにお金がかかる」「家庭の収入が減っている」というのが順になっております。

続いて(3)の育児に関する意識ということですが、①は子どもを生み育てることの喜びや良さについて聞いております。こちらでは、「子どもを育てることによって、自分が成長する」が59.3%と最も多く、次いで「家族の結びつきを強める」「子どもを育てることは楽しい」というような順になっております。

続いて4ページ目をご覧ください。

次は育児に関する意識の中の2つ目で、子育てをする上での不安や悩みということですが。こちらにつきましては、「子ども自身に関すること、これは子どもの健康、勉強、性格やくせ、友人等に関して」ですが43.4%と最も多く、次いで「出産・育児にお金がかかる」「仕事や家事が忙しくて子どもとのふれあいやしつけが十分にできない」という順になっております。

続いて(4)番、子育て支援のための行政への要望等についてということで、国・県・市町村に期待する政策ということでございます。こちらは、「教育費の負担を減らす」が58.8%と最も

多く、次いで「保育園・幼稚園にかかる費用の負担を軽くする」「児童手当や扶養控除を増額する」というような順になっております。

5 ページ目をご覧くださいますと、こちらは今回の調査で新たに追加した項目となるんですが、結婚に対する意識というものも聞いております。

未婚化・晩婚化の理由として考えられることということで聞いておりますが、「独身生活の方が自由が多い」というのが 59.2%と最も多く、次いで「本人も周囲も結婚にこだわらなくなった」「経済的に不安定で結婚後の生活資金が足りない」というような順となっております。

調査の結果については以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、ご質問等ありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

2つ目の報告事項、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」に関する調査結果について、ご説明お願いいたします。

(事務局)

児童施設支援グループマネージャーの最上と申します。

私から市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」に関する調査結果について、報告事項の2の資料と補足的に説明することがありましたので、パワーポイントを使ってご説明を申し上げたいと思います。

座って説明させていただきたいと思います。

まず、この調査につきましては、県内の各市町村が保護者に対して行った利用希望把握調査というものがございまして、その調査結果について内閣府が作成した量の見込みの算出等のための手引きという資料に従って算出したそれぞれの市町村のデータを県全体として積み上げたのが、今回、ご報告する量の見込みというものでございます。

この量の見込みについては、それぞれの市町村において市町村の子ども・子育て会議で十分議論した上で確定することが大事なことでありますけれども、現在、まだ未確定なものがあることも踏まえて、今現在の量の見込みの概数を県として把握することを目的として今回集計作業を行ったものであります。

このことから、現時点での暫定的な数字ということですので、今後、市町村段階で修正された結果も踏まえて、随時、ご報告を申し上げていきたいと考えております。

この数値を出すにあたって、少し手順がございましたので、どのような手順を受けてこの数字が出てきたのかということをご説明を申し上げたいと思います。

この調査につきましては、国の方でひな形というものを作成しておりまして、そのひな形に従って各市町村がこの子どもを持つ家庭にアンケート調査を行ったというものがございます。

調査の内容というのは、対象は0歳から5歳までの子どもを養育する保護者、去年6月から12月までの間の抽出調査によるアンケートということで、内容はそれぞれの世帯の構成のほか、保

育所、幼稚園、認定こども園の現在の利用状況、それから今後の利用希望。それからもう1つは、保護者が今後就労するかどうかという、就労に関する意向、これらを調査したものであります。これらをそれぞれの市町村において若干加工しながら実施しておりました。

そのデータを使いまして、それを加工することで量の見込みを出すことになります。資料、1枚めくっていただいて裏側でございます。

どのような形でこの数字を出したかということですが、順番がありまして、現在の家族類型というものをアンケート調査から算出いたします。その次に潜在的家族類型というふうなものを算出して、そのほか、各年における各歳別の推計児童を算出し、その各年各歳別の子どもをベースにした潜在的な家族類型の児童数を算出し、その家族類型ごとに施設の利用率というものを算出して、それを掛け合わせることによって量の見込みが出てくるという手順になっておりますが、プロセスを1つずつご説明申し上げたいと思います。

まず、アンケートによりまして、父親、母親がいるかいないか、それから働いているか働いていないか、働いているとすれば、フルタイムで働いているのか、パートタイムで働いているのかということを知ることによって、それぞれその子どもの世帯類型を出します。1人親家庭、それから両親ともフルタイムで働いているもの、それから、フルタイムとパートタイムで働いているもの、パートタイムは、フルタイムに近い労働のものとそれからごく短時間のパートタイムというものに分けられます。それから専業主婦の家庭、パートタイム同士の労働の家庭、それから働いていない家庭という形で、現在のアンケートに答えていただいた家族類型を把握いたします。それがこのようなマトリックスになって、父親の就労状況と母親の就労状況によってそれが区分されると、このような形になります。

それに対して、今後5年間の間に、例えば、「母親が働く予定がありますか？」という質問に対して、「働く予定があります」ということであれば、現在は働いていないけども、働く予定ということで、ここに数を寄せるという形になります。そういうことでこの5年間の就労の意向を寄せることによって、潜在的なニーズを踏まえた家族類型というものが算出されることとなります。

次に各年、各歳の推計児童ということですが、現在の子どもの数はありますけども、今後5年間に子どもがどう変わっていくかということについては、平成15年8月に出した計画策定の手引きの中の推計人口の算出方法という方法がありますので、これに従って5歳ごとにどう変わっていくかということによって、児童の数を推計するという方法、それから25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村ごとの将来推計人口と、これら合理的な数を使って今後5年間の年齢別の児童数を推計いたします。

そうしますと、それぞれの家庭世帯類型別の割合があつて、子どもの数がここに入ることによって、それらの世帯類型別の子どもの数が今後どのような人数になっていくかという表によって算出されるということになります。

次にその家庭類型ごとにアンケート調査をやっております、例えば、ここに書いてある言葉でいうと、「現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考えられる事業をお答えください」という質問があつて、それで保育所・幼稚園、認定こども園、その他いろいろというものがあつても、その回答の割合を算出することで、利用意向率が出て参ります。

その上で、それぞれの類型別の児童数に対して利用意向率を掛けることによって、量の見込み

というものが算出されて参ります。1号児童という幼稚園を主として利用する子どもについては、フルタイムとパートタイムの一部、専業主婦、それから働いていない家庭という方の幼稚園の利用意向について利用率が出てくると思います。

1人親、フルタイムで働いている両親、それからフルタイムとパートタイムで、どちらかという働いている割合が高い方が幼稚園を利用したいという場合は、幼稚園利用の保育を必要とする子どもの数というものが出て参ります。

それから、今と同じ類型のものの保育所を利用したいという方については、保育所等の利用率。3歳未満の子どもに関しては、同じく保育所、その他地域型保育の利用というものが出て参ります。それらを積み上げたものが数字ということになります。

資料の3枚目ですが、別紙という形でついておりますが、先に下の方の参考の数字をご説明申し上げたいと思います。それぞれ直近の利用状況についてまとめたものでございます。幼稚園の在園児童数、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の在園児童数を合わせて教育ニーズの現在ある子どもが、これはちょっと乱暴な数字になりますが、調査時点が違いますので、おおよそ8,187名となります。

それから保育ニーズに関しては25年4月1日現在の保育所利用数。それから認可外保育施設の利用児童数。幼稚園型認定こども園の保育機能部分の入所児童数。それらを足して33,457人。そのほか、待機児童という扱いではありませんが、希望保育所に入れないので、今現在、待っていますという形で328名プラス、トータルで33,785人の保育ニーズがおおよそ今現在の段階であるのではないかなと把握しております。

それに対して、先ほどの量の見込みということで積み上げられた数値が、1号認定児童については、29年度4,904人、2号認定児童については、幼稚園の預かり保育等の利用を希望する教育ニーズがあるものが2,774人。保育所等の利用を希望するものが18,818名。3歳未満の保育を必要とする子どもが17,706名ということで、足し方として、教育ニーズが強いものですので、1号認定児童4,904人とそれから教育ニーズの2,774人を足した7,678人が教育ニーズが高い方と考えられます。

それから、2号認定児童の保育ニーズの18,818名、それから保育を必要とする3歳未満の17,706名を足した36,524名が保育ニーズの高いものということです。

平成31年では、ご覧のとおり若干それぞれ数字が減っている感じがしています。

現在の直近のニーズと合わせてご覧いただきますと、直近の教育ニーズは8,187人ですが、29年には若干減る見込み。それから31年にももう少し減る見込みというふうな形になっております。保育ニーズに関しては、29年には現在よりは若干増える。31年には、29年よりも若干減るという数として把握をしております。

ただ、この数字につきましては、先ほどの調査の仕方にもありましたとおり、親の就労規模が計画の最初の段階で全部に寄せられてしまうという形になりますので、最初の方で強くにニーズが出るという算出の方法となっておりますので、その辺のところも併せて注意が必要だと思っております。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

報告事項2の報告をしていただきましたけども、ご質問等がございませんか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、それでは、報告事項の3つ目、幼保連携型認定こども園に係る基準府省令について。

(事務局)

引き続きまして、幼保連携型認定こども園の基準府省令についてご説明を申し上げたいと思います。

お手持ちの資料、報告事項の3というものと併せてスライドの方も準備しておりましたので、スライドの方もご覧いただきながら、それぞれの報告についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、新制度の幼保連携型認定こども園というものですが、この位置づけについて、もう一度ご確認をさせていただきたいと思います。

認定こども園につきましては、現在も幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの種類の認定こども園がございます。

そのうち、この新制度で変わった部分は、幼保連携型認定こども園というもので、この幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設の法的位置づけを持つ単一の施設」ということで新たに創設されたものであります。

分かりにくいので表にしてございますが、今現在の幼保連携型認定こども園というのは、幼稚園の認可を受けた部分と保育所の認可を受けた部分、それを認定こども園という要件を満たすということで、認定こども園の認定を受けるという形が現在の幼保連携型認定こども園というものであります。ですから、幼稚園部分については学校教育法、保育所部分については児童福祉法、それから幼保連携型という認定こども園の認定を受けるものについては、認定こども園法に基づいて認定を受けておりますし、それぞれの設置認可の基準もそれぞれあると。

それから、財政措置についても、それぞれの部分について、それぞれから助成、財政措置がなされるという形になっております。

それを今回、新たな単一の施設としての幼保連携型認定こども園ということに変えたということで、認可も1つ、それから認可に関する基準も1つ、それから財政措置についても1本という形になっております。

新しい施設を作ったということですので、その基準となるものについて、今回、新たに国の府省令で整備したという内容でございます。

考え方とすれば、具体的な方針というところにありますとおり、幼稚園と保育所と両方の基準がある場合には、高い方の基準を引き継ぐと。それから、幼稚園と保育所といずれかしかない基準については、その性質に鑑みて、その基準を引き継ぐ。幼稚園にも保育所にも基準がないものについては、認定こども園という役割・目的を考慮して新たにつくると。そのような形でこの基準府省令の算定作業が進められて参りました。

その内容について、大きなA3版1枚にしてありますが、個別に見て参りたいと思いますけども、まず、学級の基準であります。学級に関する基準は、保育所の方はありませんので、幼稚園に関する基準をそのまま認定こども園として引き継いでおります。

それから、職員に関する基準、職員の配置基準ですけれども、幼稚園については1学級35人以下という基準があって、そこに専任の教諭を1人置かなければならないという規定はありますが、児童何人に対して何人の職員を配置するかという、いわゆる必要職員配置基準というものの規定はございません。

一方、保育所については、学級編成というか、保育士数の基準というものはございませんけれども、逆に子ども何人に対して何人の保育士が必要かという職員の配置基準が用意されているということで、新しい認定こども園については、3歳以上の教育時間を含めて、職員の配置基準については保育所と同様にすること、それから、そのほか幼稚園に関する考え方を準用して入れているといったことがございます。

次に資格の基準というものについては、幼稚園については、園長先生は教諭免許状及び5年の教育経験、又は10年の教育職の経験が原則ということになっておりますが、保育所長に関する規定は運営費上の基準はありますけれども、資格はないということになっております。幼保連携型認定こども園では、園長先生の資格を幼稚園に準じた形で定めたということと、保育に従事するものとするれば、幼稚園については幼稚園教諭、保育所は保育士ですが、新たに保育教諭ということで、両方の免許を持っている者を保育に従事する者ということで定めております。

次に設備の基準ですけれども、幼稚園については職員室、それから保健室は必置。これは兼用してもいいですよということになっておりますので、これをそのまま幼保連携型認定こども園では採用しています。

保育室と遊戯室については、2歳以上、保育所では必置ということになっておりますので、これもそのまま引き継ぐと。2歳未満の子どもの乳児室、ほふく室についても、保育所で規定がありますので、これをそのまま引き継ぐと。トイレについては、幼稚園、保育所とも必置になっておりますので、それをそのまま引き継ぐというふうな形で設備基準が定められております。

次に園舎の面積ですけれども、幼稚園については、園舎全体の面積基準がありまして、学級数に応じた形で規定しております。ただ、居室、それぞれごとの面積基準というのとはございません。

一方、保育所は園舎全体の面積に関する基準はありませんが、その居室について、児童1人あたりの基準という形で基準が定められております。これらを受けて、幼保連携型認定こども園については、園舎の面積については幼稚園に同じ。居室の面積については、保育所の考え方に同じような形で基準を設定しております。

それから、園庭、運動場ですが、これについても、それぞれ面積基準が若干違っております。それを受けて幼保連携型認定こども園については、満2歳の子どもについては保育所の面積、1人当たり3.3㎡の園庭の面積。それに加えて、3歳以上の子どもについては、保育所の計算と幼稚園の計算として、高い方の面積を認定こども園の面積にすること、2歳については保育所、3歳以上についてはどちらか高い方の合算で園庭の面積基準という形になっております。

食事の提供については、幼稚園については具体的な定めがありませんので、保育所の基準を使いまして、自園調理する場合には調理室を原則設置してくださいと。食事を提供するものは20人未満である場合には、調理室ではなく調理施設でも可能ですと。ただ、保育所の場合、3歳以上については、外部搬入は可ということになっておりますので、外部搬入をする場合については、その設備を整えて、という形で基準が定められております。

それから、教育・保育を行う時間というものについては、幼稚園の場合は長期休業日というも

のもございますが、学年ごとの教育数は 39 週、1 日当たりの教育時間は 4 時間というものがございます。

一方、保育所は、土曜日も含めて日曜・祝日以外は開園し、1 日の開園時間は原則 11 時間で保育時間を定めております。

それらを網羅した形で認定こども園の基準が定められています。

それから、運営に関する部分として、虐待等の禁止、秘密の保持ということについては、福祉施設の規定がございますので、それをそのまま保育所と同じような形で認定こども園に引き継ぐことになっております。

以上で新たに幼保連携型認定こども園を設置する場合の基準ということでもあります。

それから、この表の中に但し書きで幾つか、「既存施設から転換する場合は」ということが書かれておりますけれども、現在の施設を幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例が府省令の中で定められております。そのことを簡単にスライドでまとめておりますが、既存の保育所、幼稚園、保育所から移行する場合については、現在、適正な運営が担保されている施設に限り、新しい基準に適合するよう努める、ということ为前提として今現在、幼保連携型認定こども園に移行する特例というのがございますが、それに従い特例を定めるということになっております。

具体的に申し上げますと、なかなか改築するのが難しい、設備に関する基準については、現在の設備のままで移行すると。今後 10 年間にその内容は見直すということにしております。

それ以外の物理的な制約がない学級編成、職員に関しては、移行特例を設けずこの基準に従ってもらおうという考え方になっております。

それからもう 1 つ、現行の幼保連携型認定こども園を新しい幼保連携型認定こども園に移行するという場合は、これはみなし規定で移行するという形になっておりますので、設備に関しても現在のまま、運営に関しても現在の基準という形で移行できると、そういう取扱いになっております。

以上が基準であります。この基準に関して、認定こども園法の 13 条に基づいて県で条例を定めるということになっております。

その条例に関する考え方というのは、基準府省令に関しては、従うべき基準と参酌する基準ということで設けられておまして、この表の端の方にどれが従うべき基準で、どれが参酌すべき基準かということ載せてありますけれども、従うべき基準という部分については、これより緩めた基準は認められないことになっておりますので、その内容というものが学級編成、それから保育士等、保育の面積基準、それから運営に関する秘密の保持については従うべきと。それ以外のものについては、参酌、地域の実情に応じて参酌すべき基準ということになっております。

これらに従って、今後、基準条例を検討していきたいと考えております。

泉谷マネージャーの方からスケジュールのことについてご説明がありましたが、この基準府省令が公布されたのが 4 月の 30 日ということと、それからそれ以外の類型の認定こども園に関する国の基準というものも、実際まだ公布されていない状況でございます。県とすれば、認定こども園の県の条例を改正するという形で、この新しい幼保連携型認定こども園の条例の制定も進めてきたところでありますけれども、そのほかの認定こども園についても、基準が変わるのであれば一括して検討して、条例改正に向けていきたいということから、今回、検討の材料を出すというまでにはいかなかったということでございます。

次回の会議でご審議いただいて、9月議会へ提案ということとしたいと思います。それによって、認可の作業というものが若干ずれ込んで参りますが、その辺については、周知を図るなどして対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

幼保連携型認定こども園の説明がありましたけども、これにつきまして感想、質問、いかがでしょうか。どうでしょうか。

(齋藤委員)

すいません、聞き逃したのかもしれない。

前の報告2のところ、1つ確認しておきたいんですが。

量の見込みの調査のところ、調査対象、期間はありましたけども、この調査の回収率というのはあるものでしょうか。

(事務局)

それぞれの市町村ごとに回収されておまして、県全体での回収率というのは把握しておりません。

(齋藤委員)

そうすると、県内全体の調査対象がどれぐらいの保護者だったのかの総数とかは教えていただけるものですか。

(事務局)

それについても、今日、手持ちには準備しておりません。

(佐藤会長)

そのほか、1、2に戻っていただいても構いませんが、3も含めてご意見をどうでしょうか。

はい、どうぞ。

(長尾委員)

今、新しく、この認定こども園ができる前は、確か、幼稚園型と保育園型と併用型という形があつて、その中であつて県内でも認定こども園を新規指定している団体があつたように思っていますが、新しい形になることによって、それはどういうふうになっていくのか伺います。

(事務局)

今現在もある併用型といいますか、幼保連携型認定こども園というものについては、新しいタイプの幼保連携型認定こども園であるということのみなし規定で移行するという形になります。

それ以外の幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、これらについては手あげ方式で、新しいタイプの幼保連携型認定こども園に移行するか、それとも現在のままの幼稚園型、保育所型に留まるか。それは、それぞれの設置者に委ねられているところであります。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。

それでは、ご質問が2つほどありましたけども、先にいきたいと思います。

次に協議事項に移りたいと思います。

協議事項、わくわくあおもり子育てプランに盛り込む子ども・子育て支援事業支援計画の検討項目について、というタイトルでございますが、事務局から各項目ごとに説明をいただいて、その都度、委員の皆さまからご意見を伺いたいと思っております。

それでは、1ページ目と2ページ目の第1番、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における記載事項及び検討事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続きご説明申し上げたいと思います。

まず、ご検討いただくことに先立ちまして、前回の会議でスライドにあるような形でこの計画のイメージというものを提示をさせていただいておりました。

おおむね、この項目を引き継ぐような形で今回の資料を作成しております。

議長の方からお話がありまして、この項目についてご検討をしていただくことになるわけですが、今回、検討いただく項目につきましては、わくわくあおもり子育てプランと一体的に記載していくということとしておりますので、そのわくわくプランに盛り込む具体的な事項というものを検討いただきたいと思いますと考えております。

後の方でいろいろ出て参りますが、それぞれの項目について記載方針というものを定めておりますので、その記載方針が妥当かどうかをご検討いただきたいと思いますということと、それから、それぞれの項目ごとの柱立てが妥当かどうか、その柱立てで記載している主な記載事項が妥当か、検討すべき事項というものを幾つか挙げておりますので、そのことについても個別にご検討をお願いしたいと考えております。

その上で、まず、第1の部分であります、記載する事項、そのことについてであります、内閣府の方からこの計画に記載する内容として基本指針というものが示されております。前回、資料としてお配りした内容であります、その中に都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画の中に定めなければならない事項というもの、それを必須記載事項といいますが、この項目と、それから地域の実情に応じて定めるという事項、それが任意記載事項といった2種類のタイプで記載事項が示されております。

まず、必須記載事項については、この表の1から5番目までです。1つは区域の設定ということで、県を幾つかの教育・保育提供区域に分ける。それが認定こども園等の認可や需給調整の区域になる、そういう区域を設定すること。

2つ目として、各年度における幼児期の教育・保育の見込み、及び提供体制の確保ということ

で、市町村において保育の量の見込み、それから提供体制という計画をつくりませんが、それを集計したものを基本として広域的な観点から調整した県全体の量の見込みと提供体制を記載するということ。

それから3つ目として、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保ということで、認定こども園の目標設置数ですとか設置時期、認定こども園の移行に必要な支援策、それから幼稚園、保育所、認定こども園、その他の県における提供体制、推進方策というものなどを記載するのが3番。

4つ目として、教育・保育の従事者の確保と質の向上ということで、それに従事するものの研修体系ですとか、質の向上を図る方策、それから量の見込みと保育士、幼稚園教諭の確保見込みと確保方策。その他、潜在保育士の活用や両方の免許を持っている保育教諭の促進という内容について書くこと。

5つ目として、専門的な知識・技術を必要とする支援ということで、児童虐待ですとか、社会的養護、一人親家庭、障害児に対する施策というものをこの計画の中に書かなければいけないとされている内容です。

次にその地域の実情に応じて書くということとされている任意記載事項というものが基本理念等、市町村の区域を超えた広域的な見地からの県としての調整の内容、3つ目として、教育・保育情報の公表、それから労働者の職業生活と家庭生活の両立、その他ということが任意記載事項になっております。

ということで、この第1のところでご検討いただきたいということについては、まず任意記載事項とされているものの取扱いについて、これをどうするかということ。それから、任意記載事項以外に記載する県の独自項目というものの取扱いについて、この2点についてご議論をいただければと思っています。

まず、対応の1つ目については、任意記載事項については基本指針に基づいて、これは全部書くこと。

それから、任意記載事項以外の県の独自項目として、今現在のわくわくあおもり子育てプランでは、地域子育て拠点事業、一時預かり事業など、いわゆる在宅事業に関しても指標を定めて、事業目標値を設定しているという現状にありますので、これらの地域子ども・子育て支援事業については、県の独自記載事項という形で市町村計画の積み上げを踏まえて、各事業ごとの目標数値を記載するということをしていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

ただ今、1から2ページにあります記載事項につきまして、必須事項、任意記載事項のご説明がございました。

また、任意記載事項につきましては、ここでご協議いただきますけれども、事務局としてはこのとおりに載せていきたい。県の独自のものにつきましても、わくわくプランで指標を定め、事業目標値を設定としたことから、地域子ども子育て支援事業についても目標数値を記載するというご提案がございましたが、どうぞご検討いただければありがたいと思います。

齋藤委員、お願いします。

(齋藤委員)

意見ですけれども、先ほどのA3の資料の説明にもあったとおり、新しい認定こども園のところでは、職員の中でも園長から始まり、主幹教諭等、管理職の方々が充実して、組織としてきちんとリーダーシップが発揮できるようなところを目指しているので、この必須事項のところの4の従事者の確保及び質の向上のところに、1番目のところには支援事業を行う者の中にはリーダーからちゃんと実際のことを行う者まで含まれるというふうに考えられます。その下にまた教諭だとか保育士等の見込量と確保方策とか並んでいきますが、やはり管理職の方達の質の向上ということを取り組まなければ、今までやっている人がそのままということではなくて、時代の流れに沿っていろいろ職員を指導してもらおうという形では、ここに入らなくても、具体的な施策のところに、やはり管理職とかリーダーの養成、質の向上というものをぜひ入れていただければいいかなと思います。

(佐藤会長)

ご意見として、事務局の方でご配慮いただきたいと思います。

その他。

渡邊委員。

(渡邊委員)

まず1点お尋ねしますが、任意記載事項についてですが、この検討すべき1、対応方針はこのままでよろしいかと思うんですが、例えば、わくわくプランの中で、確かに延長保育だとか、休日保育だとか、病児・病後児保育だとかということが謳われています。これって、実施主体が市町村になりますので、県でどれだけ素晴らしい計画を立てても、市町村と上手く連携がいかなければ絵に描いた餅とまでは言いませんけども実態が薄いと。そしてまた、例えば、延長保育事業なんかでも、箇所数が目標値になっていますけども、確かにそれも意味があるんでしょうけども、市町村に財源がなければ、箇所は多くするけども、国が示すような基準よりもぐっと低いような補助金で、まずパイが増えない。切り身が例えば6ピースから8ピース、さらには10ピースというふうな形で数は増えていくんだけど、金額というか補助金下がって行って、なかなか利用者というか、各施設にとってもあまりメリットといいますか、ないところがありますので、その辺、市町村とどういうふうな連携というか、今後とられていくのか。それは、新制度において例えば、法定13事業もそうですよね。利用者支援だとか、さまざまな部分でも益々重要になってきますので、一応、今の段階での方向性といいますか、ご覚悟といいますか、教えていただければと思います。

(佐藤会長)

事務局の方、よろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりで、地域子ども・子育て支援事業については、市町村が実施主体という形に

なっております。それぞれの市町村がそのニーズに応じて、どれだけニーズに応じて事業を実施していくかということについては、それぞれの市町村が判断していくということになりますけども、県としても、この目標数値を積み上げて、県全体のもので把握して、その達成度を見ていくということを通じて実施していく。低いところについては、個別に助言するなどして、それぞれの市町村の取り組みについて支援していくというスタイルをとっていきたいと考えています。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。どうぞ。

(渡邊委員)

もう1点だけ教えてください。

まず必須記載事項について、幼稚園、保育所の幼保連携型認定こども園の移行についてなんですが、文科省には、確か、文科省が幼稚園については移行するか、しないかの移行調査をする予定だと聞きました。ただし、厚労省の方は、保育所に関しては今のところそういった動きがございません。私共、青森県保育連合会は、2月に430あまりの加盟園に対して一旦来年度、新制度が本格施行された場合には移行しますか？というアンケート調査をしましたら、46%の回収率だったんですが、40%あまりが移行したいというふうな内容だったんですね。ただし、恥ずかしながら40数%という回収率でしたので、ぜひとも県の方で文科省の方とアンケートをされる際には、連動してやっていただければ、もっと正確な数字が把握できるのではないかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。意見ですので。

(佐藤会長)

その他。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、敦賀委員。

(敦賀委員)

先ほど、聞き漏らしたかもしれないんですが、必須記載事項と任意記載事項と、これは任意記載事項を盛り込むということによろしいんですね。

例えば、任意記載事項には非常に重要なものが結構入っているものですから、確認だけでした。

特に、労働者の職業生活と家庭生活の両立では、それぞれ子育ての世代、30代、40代というのは、最近のデータはもっていませんけども、非常に時間外労働が増えているという、仕事と家庭の両立が全国的に崩れているということもありますので、非常にこの辺、しっかりやっぴいかなきゃだめだなということを思いました。

以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

任意と記載事項も重要いうことでもあります。

それでは、次のページに移りたいと思います。項目に移りたいと思います。

3ページの第2番目、子ども・子育て支援事業支援計画の検討項目について、総論ですね、計画の基本的事項について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

1点、このページで訂正がございます。

1、2、3、4、6となっておりますので、これは5の誤りでございました。訂正をお願いしたいと思います。

先ほどもご説明したとおり、ここの中では記載方針というものが妥当かどうか。それから、項目として1、2、3、4、5の柱が妥当かどうか。それぞれの主な書く中身として、このようなものを書くということが妥当かどうかということでご検討いただければと思います。

まず、総論部分の記載方針ですが、次世代育成支援対策推進計画であるわくわくプランの趣旨や基本的性格等を踏まえて、子ども・子育て支援法及び基本指針に掲げられている事項、この内容を記載していきたいと考えております。

まず、計画の策定の趣旨ということですが、子ども・子育て支援新制度の推進を目指すためのものであると。それから、市町村の子ども・子育て支援事業計画を踏まえて策定し、市町村の事業実施を支援するというものであると。

計画の基本的性格とすれば、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき定める計画であるということ。

計画の期間とすれば、平成27年度から31年度末までの5年間を一期として策定する。

計画の基本理念、基本的視点、基本目標という部分には、まず、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すということ。子どもの視点に立って、子どもの生存と発達が等しく保障されるというものであること。父母・保護者は、子育てについての第一義的責任を有していること。そして、「親育ち」の過程を支援していくということ。新制度は基礎的自治体である市町村が実施主体となって、国及び都道府県が重層的にそれを支えていくという構造になること。また、社会のあらゆる分野の構成員が協働して支援していくものであると。

5番目として、計画の推進体制、点検評価ということについては、この子ども・子育て支援推進会議において点検・評価し、必要に応じて改善を促して支援していくことによろしいかどうかをお願いします。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

今、事務局からご説明がございました、この支援計画の項目については、大きく総論と各論からなりますが、その総論部分について、この記載方式でどうかと。それから、内容について、この5点でいかがかということでご提案がございましたが、いかがでしょうか。

ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見等、ございませんでしょうか。ご感想でも構いません。

(敦賀委員)

これも確認ですが、5番の計画の推進体制、点検評価のところ、この点検評価というのは、これは県の計画なんですか、市町村の計画も入るとのことなんですか。

(事務局)

ここで言うところの点検評価というのは、県の計画に関する点検評価ということでございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。その他ありませんか。阿部委員。

(阿部委員)

すいません、4番の上から3つ目、父母・保護者とあるんですが、父母・保護者というのは、違う意味ですか。

(事務局)

必ずしも、父母でない保護者の場合、お爺ちゃん、お婆ちゃんが後見人とかになっている場合とかいろいろございますので、そういう意味では広く保護者という形で書かせていただきました。

(阿部委員)

分かりました。

(佐藤会長)

その他。前田委員。

(前田みき委員)

私もここを読みまして、3つ目の一義的子育て、父母・保護者は子育てについての第一義的責任を有しと、当たり前のことなんですが、その後についたのがなかなかいいと思います。「親育て」の過程を支援していくことというのは、ちゃんと後ろについているというのは、凄くいいなと思いました。入っているのと、入っていないのとでは、全然違うと思いました。

(佐藤会長)

ご意見をいただきました。ありがとうございます。

その他。

お褒めの言葉でも結構でございますので。

それではよろしいでしょうか。

それでは、次に4ページ目にいきまして、今度は各論に入ります。各論の一番上の幼児期の教育・保育等の推進（仮称）につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

この各論部分からは、この子ども・子育て支援事業支援計画の中のコアな部分ということになって参りますが、幾つか、先ほどの国の基本指針の中で、書きなさいと言われている内容についてということになって参ります。

そのうちの1つが、区域の設定というのですが、都道府県を幾つかの区域に分けて、その区域を設定してくださいというものであります。

こここのところについては、県の定める区域、県設定区域の基本的考え方や設定内容について、ここの中で記載していくという方向性であります。

柱立てとすれば、まず設定区域の基本的な考え方ということと、実際の設定した区域をここに書いていくということになります。まず基本的な考え方というものについては、それぞれの市町村においても教育・保育提供区域というものを定めることとされておりますので、その市町村が定めた提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み、それから提供体制の確保の内容、実施時期というものをそれらを定める単位として県の設定区域というものを定めていきますということ。

それから、この県が定めた設定区域というものは、その区域の中での発生するニーズに対して教育・保育施設、具体的にいえば認定こども園、保育所、幼稚園というものを認可・認定する際のエリアということ。そういうものとして、このエリアを定めますという基本的な考え方を入れておきたいと思っております。

次にその内容というものについては、市町村の設定区域を勘案して、隣接市町村の広域利用の実態も踏まえて、このような形で設定しますという、そのような表をここの中に記載しておきたいと思っております。区域名、構成市町村数、区域内児童人口、構成市町村名という形のこのような表になろうかと思っております。

そこで、ご検討いただきたいというものは、実際には県の設定区域をどういう形で、どのような範囲で設定するかということですが、これは基本指針の中では、どういう形で定めるかというのを具体的に示しておりません。例えば、極端な言い方ですけども、例えば、幼稚園、1号児童の子どもについては、県全域を1つのエリアとしてもいいですよ。保育所については、保育所等、2号認定の保育にかける子ども、それから保育にかける3歳未満の子どもについては、市町村ごとに定めてもいいですよとか。

あるいは、それら全てを共通で、例えば、今現在の広域市町村圏ごとに定めてもいいですよとか。その設定の仕方については、それぞれの事情に任されているというような現状でございます。

そこで、対応方針とすれば、それぞれの市町村が、今現在、市町村設定区域の検討を子ども・子育て会議を通じて行っている段階であります。

それから、それぞれの市町村を跨いだ広域利用の実態というものもこれからきちんと把握して参りたいと思っております。

それらを踏まえて、資料が揃った段階でこの県設定区域というものについては、ご検討を、次回、いただければと考えております。

(佐藤会長)

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、吉川委員。

(吉川委員)

また単純な疑問というか、今、市町村が設定区域の検討を行っている。それがあがってきて、ここで具体的に検討するということなんですが、市町村が今、検討している段階では、市町村が決めたことがあがった時に、必ずしもそういうふうにはならないよということを分かって検討しているということですか。でなければ、極端に言えば検討させておいて、あがってきたものが、それは駄目よと同じことになるんじゃないのかという気がするんですよね。だから、ある程度、目安になるものがあるって、こういう検討してあげたら、ちょっと足りないかなってあげたら、やっぱり足りないから範囲が広がったと。1つの市とか、町でいいんじゃないかと思ってあげたのに、何かそれが範囲が広がってしまったというのが、あとから市町村と県との間で、あるいはこの会議との間で、あまり内輪もめにならない方がいいかなと思ったものですから、その辺はどうなのかなということですよ。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか、事務局。

(事務局)

現在、市町村において検討している設定区域というのは、それぞれの市町村の中でのエリアをどう区切るかということの検討であります。

ですので、それぞれの市町村がそれを1つだということに定める市町村もあれば、飛び地になっているところとかがあったり、あるいは自己集中区域と人口が閑散な区域とあったりして、そのところに線を引くのかどうかという、そのような検討をそれぞれの市町村で行っているというふうなことであります。

県とすれば、それぞれの市町村の検討結果を踏まえて、それを尊重して、尊重したうえで県としてどうそれを組み合わせてまとめてそのエリアにするかということを考えて参りたいという趣旨でございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか、吉川委員。

(吉川委員)

市町村と市町村が重なるという、私も不勉強なのであれですが、そういうことではないんですね。市町村からあがってきたもの。

あくまでも、その市町村の中での区割りがどうなるかという話で考えていいんですね。

(事務局)

はい、そうです。

(佐藤会長)

櫻庭委員。

(櫻庭委員)

違うんじゃないですか。隣接市町村からの広域利用というものを踏まえてといいますから、市町村を越えた部分で広域的に使うという場合を想定しているから、エリア設定をやろうとしているのであって、市町村単位で完結できるのであれば、何もそれはエリアを県がわざわざ設定する必要がないんじゃないですか。

今言っているのは、やはり広域連携の一部事務組合だとか、そんな市町村を越えて一緒にやっている部分があるから、圏域の中で県が設定を考えるということなのではないかと。市町村単位で完結するのであれば、何も市町村単位で終わっているのに、県があえて区域を設定する必要は何もないような気がするんですが、ちょっと説明と表現が違うような気がするんですけど。

(事務局)

分かりづらいかもかもしれませんが、市町村の設定区域というのは、あくまでも市町村のエリアを保育所の利用、幼稚園の利用等で区切っていくということになります。

ただ、現実的には、その市町村の中に、例えば、幼稚園がないということがあって、実は幼稚園は、隣の町に行って利用しているというような、そういう実態はあるということですので、エリアの設定とともに、その実態も踏まえたうえで県の方として、区域設定を検討していくということになります。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

渡邊委員。

(渡邊委員)

この区域というのは、市町村の区域と県の区域が全く別もの、全くというわけではないんですが別物でして、例えば、市町村が実施主体になって進めていく事業と、幼保連携型認定こども園のように、県が認可を持っている場合に参考となるというか、考慮しなければならない区域というのが2つあって、この場合は、特に幼保認定型保育こども園の認可に際してエリアをみた方がいいだろうということを意味しているのかなと、私は理解しているんですが。

この間の1回目の会議で県厚生委員の委員長さんだった工藤先生が、その辺の設定は慎重にしないと、例えば、仮に彼は十和田でしたか？七戸でしたっけか、なので上十三の地域をもし考えた場合に、例えば、十和田と三沢だけが突出して認定こども園が認可されてしまうと、例えば野辺地だとか七戸だとか東北町にそういった1号認定子どもの必要なニーズがあっても、そこに認可が及ばないという危険もあるので慎重にというふうなご意見は最もなお話だと思うんですね。その辺も含めて、区域は次回検討されるということですので、参考にしてみたいかなものかどうかと、私がまとめてもあれなんですけど。

(佐藤会長)

他にいかがですか。

よろしいでしょうか。この問題は次回に。

次に5ページの2ですね。各年度における幼児期の教育・保育の見込み及び提供体制の確保についてご説明いただきます。

(事務局)

ここの部分ですが、まず、この項については、基本的な考え方、それから実際のコアの部分であります県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み、提供体制、その時期という、いわゆる5年間分の積み上げの表の部分、それから、その県の認可・認定に関する需給調整の考え方というよな、この3つの内容をここのところで記載するということになります。

基本的な考え方の部分については、量の見込み、提供体制の確保の内容その時期について、基本指針に定められた参酌すべき基準に基づいて記載していくということで、具体的には、市町村の事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの広域調整を行って設定すると。このように基準として書かれてありますので、こういう形で進めていくということでありませう。

2つ目の表の部分であります、各提供区域ごとの表という形で、県のどこどこ地区については必要利用定員総数として、例えば、1号児童、1年目何人、2年目何人、3年目何人、4年目何人、5年目何人と。それに対して、確保の方策として、教育・保育施設ということであれば、認定こども園、あるいは幼稚園でその必要な定員に対してどう整備していくか、向けていくかという、そういうふうな書き方。

差引というところで数字が出てくるということは、現状として、そこに待機児童がいるということでありませうので、そこを2年目、3年目として、どう増やしていくかという、このような表として記載していく内容になります。

3つ目の県の認可・認定に関する需給調整の考え方というものについても、これも県の基本指針に定められた考え方に基づいて、そのまま記載していくことを考えております。

主な内容とすれば、認可・認定の申請をした認定こども園保育所が適格性・認可基準を満たす場合には、認可・認定をするということ。ただし、利用定員の総数が県計画で定める必要総数に達しているか。または、それによって超える場合には需給調整を行うと。定員に達しているか、認可することによって定員に達するという場合には、認可・認定しないことができる。

それから、計画で定められた提供体制の確保の内容に含まれない、計画で定められた整備計画にない、そういうところから申請があがってきた場合には、認可・認定をしないことができるということ。

それから、渡邊委員の方からもありましたとおり、その区域において供給過剰になっているということがあったとしても、その量の見込みに都道府県計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うという、その基本指針で掲げられた基本的な考え方をそのまま方針として掲げていきたいと思っております。

そのうえで、検討すべき事項ということで、都道府県計画で定める数ということになりますが、それについては、3のところで記載してくださいとなっておりますので、そのところは3でご意見をいただければと思っております。

(佐藤会長)

2の提供体制の確保についてご説明をいただきました。

この3点、基本的な考え方、表の部分、需給調整の考え方のところだと思いますけども、点線の枠で囲った記載方針、これについては基本指針に定められた考え方の基づき記載していく、それから内容として認定する場合としない場合、ご意見、ご質問、どうぞ出していただければと思います。

ここについては、特にございませんでしょうか。

それでは、次の6ページの3に移りたいと思います。

3の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について。

(事務局)

ここの部分については、主な柱とすれば、1つは認定こども園の普及に関する基本的な考え方。それから、2つ目として、認定こども園の普及に関する内容ということ。3つ目として、教育・保育の推進に関する体制の確保という、この3つの内容がここの中の主な内容になるうかと考えています。

1つ目の認定こども園の普及に関する基本的な考え方という部分については、認定こども園の機能、役割に鑑みて、その普及に関する基本的な考え方を記載していくということになりますが、その内容とすれば、認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての単一の施設であることを踏まえ、保護者の選択に基づき教育・保育が受けられることが可能となるよう、認定こども園の普及を図っていくという、そういう方向性を示したいということです。

次に認定こども園の普及に関する内容ということですが、ここの部分については、市町村の子ども・子育て会議における地域の実情や利用者のニーズに即した教育・保育施設のあり方に関する議論、市町村子ども・子育て会議での議論の内容。それから、市町村計画の積み上げ結果に基づいて、認定こども園の移行に関する事業者の意向も踏まえて記載していくということにしたいと考えております。

具体的にここに書かれる内容とすれば、認定こども園の目標設置数、それから設置時期。そして、幼稚園・保育所から認定こども園の移行に必要な支援。それから、先ほど出ておりました都道府県計画で定める数というふうなもの設定に関する基本的な考え方。そして、その定める数というものをここに記載しております。

その基本的計画で定める数というものについて、どのように設定するかということですが、現在のところ、対応方針の案として考えている内容とすれば、認定こども園へのそれぞれの保育所、幼稚園の移行に関する意向というもの。それから、各市町村計画の積み上げの結果。それから、それぞれの市町村の子ども・子育て会議においてニーズに即した保育・教育のあり方というようなことを議論されるでしょうから、その議論の経過というものを把握したうえで、この数というものは次回検討するというので整理したいと考えております。

それから、3つ目でありますが、県としての教育・保育の推進に関する体制の確保という部分

がありますが、ここについては、やはり青森県の事情を踏まえたうえで、ここの部分を書いていく必要があると思っておりますので、本県ではやはり小規模な法人、施設が多いことから、この新制度に掲げる教育・保育の理念というものを踏まえて、本県の実情に応じた提供体制というものの方向性について、ここの中に記載していくことが必要なのではないかと考えております。

そういうことで、まずは幼児期の発達が連続性を有するものであるということ。あるいは、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであるということ踏まえたうえで、人口減少地域においても、教育・保育の基盤が維持できるよう、本県の特徴を踏まえた取組方を検討していく必要があるという考え方。

それから、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、それらの相互が連携して子どもの保育を進めていくことと、それから小学校との連携ということを通して、連続性をもった教育・保育を提供していくということなどが、ここの中に書かれていけばいいのかなと考えているところです。

(佐藤会長)

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保につきまして、ご意見、いかがでしょうか。
井ノ上委員。

(井ノ上委員)

質問というか意見といいますか、(3)の教育・保育の推進に関する体制の確保ということで、記載方針では、本県の実情に応じた提供体制の方向性について記載していくと。その下にいろんなことが書いてありますが、これは、こういった実際に教育・保育理念が実現されるように、例えば、研修の事業をしていくとか、そういう計画を立てていくとか、職員達のそういった、例えば、ある程度、相互の連携とか、そういったものを具体的に事業計画みたいなものもプランに入ってくるのかな、最終的に入ってくるのかどうかなど思いながら話を聞いていたんですが、私としては、そういったものも入れていけばいいかなと思っております。もしよかったら一言お願いします。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。
内容として入っているかどうかですよね。入っていないようだったら入れていけたらどうかと。

(事務局)

まず、職員の研修というふうな部分については、後の4のところ具体的に参ります。
その他、本県の実情を踏まえた部分とかにつきましては、方向性ということでもありますけども、ここの議論の中で深めていただいて、その方向性が具体的に変わってくるものがあれば、それを取り組む形でここの中に盛り込んでいくという方向で考えていきたいと思っております。

(佐藤会長)

その他、いかがでしょうか。

(渡邊委員)

(2) の認定こども園の普及に関する内容の中で、記載方針の中に後半、認定こども園への移行に関する事業者の意向等を踏まえ、その事業者の意向をどういうふうな形で踏まえようとしているのか。

それから、主な記載事項の2つ目、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援というのは、具体的にはどういうことなのか。これは、まだ決まっていないんですかね。そこを教えていただければと思います。

(事務局)

最初のご質問の移行に関する意向というところではありますが、先ほども渡邊委員の方からお話がありました、幼稚園に関する移行調査に関しては、文科省が公定価格の骨子が示された段階で実施するというものでありましたけども、県としても、その国の幼稚園に関する調査の実施時期というのは、県を通して幼稚園の状況も把握されているわけですから、それに併せて保育所の意向についても、同じような形で把握していきたいと考えております。

それから、2つ目の幼稚園・保育所から認定こども園の移行に関する必要な支援ということではありますが、これについてもまだ具体的なものは準備してはおりませんが、そういう形で、理念にもありますとおり、認定こども園というものは、非常に利用者にとっても良いものなんだということであれば、その移行に関して妨げになっているようなことがあれば、それを解消していくような支援策を講じていく必要があると考えております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。他に。

それでは、次の4、教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上につきまして、ご説明をお願いします。

(事務局)

4番ですが、ここでは、教育・保育の従事者の確保と、それから質の向上という2つの大きな柱がございます。

主な項目とすれば、まず教育・保育の従事者の見込量とその確保方策ということで、今後、5年間の間にどのぐらい教育・保育の従事者が必要になってくるのかという見込量。それをどのように確保していくのかということ。

それから2つ目として、教育・保育の従事者の質の向上ということで、研修というもの。

それから3つ目として、保育教諭の促進ということで、保育教諭については、ちょっとご説明を申し上げたいと思います。それを促進していくということ。

それから4つ目とすれば、教育・保育等の従事者の処遇改善、それから労働環境への配慮というような、このような柱になろうかと思っております。

これらについては、国の基本指針に掲げる考え方に基づいて、本県の教育・保育の従事者の現状を踏まえて、そして国の施策を取り込みながら、その確保方策、質の向上について書いていく

と、そういう方向で考えていきたいと思っております。

1つ目の量の見込みと確保方策ということについては、国の方からニーズ調査の結果に基づいての保育士等の利用見込みの調査というふうなものが今後ある予定になっておりますので、それに基づいて見込量を把握したうえで、県外流出が若干進んでいる保育士、幼稚園教諭の方々に対して、県内に定着していただくということ。それから、資格を持ちながら勤めていない、そういう潜在保育士の再就職ということを支援するという形で、人員を確保していくということ。

2つ目については、幼稚園教諭と保育士の合同研修ということですか、研修に関しては、実施方法や回数を定めた研修計画というものを県で作りなさいと。それから、その研修を受けた者に関する履歴管理というものについても行いなさい、ということになっておりますので、その体制の整備ということ。

それから大学等の養成機関と、教育・保育等の団体との連携・協働を促進していくということ。

3つ目の保育教諭については、スライドをご覧いただきたいと思いますが、先ほど説明した認定こども園の中で幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許を持っている保育教諭を配置することが求められているところです。そのために、国としては、5年間、予定とすれば平成31年までの間に幼稚園教諭の免許状、あるいは保育士資格のいずれかを有していれば、暫定的に経過措置として保育教諭となるということの経過措置を設けております。

そして、この間にいずれの資格を持っている方で、それぞれの職場で保育士、または幼稚園教諭として3年間、かつ4,320時間の勤務経験がある者については、簡便な方法で、残りの方の免許も取れますよというふうな移行措置を設けております。

それがこのスライドでしかないんですけども、保育士さんが幼稚園教諭免許状を取得するというふうな場合には、ちょっと見にくいんですけども、大学で教職の意義、役割など、そういう新たに8単位の単位を取っていただければ、職員検定ということで免許が付与されるという仕組みが設けられています。

それから、一方の幼稚園教諭の免許を持っていて保育士資格のない方については、大学で、例えば、福祉と養護とか、そういうものについて8単位取得していただくと、保育士試験の試験科目の全額免除をして、保育士資格を取得するという特例措置が設けられております。

この特例措置に関して、両方の免許を保有するということの促進とその措置に関する普及というものを図っていくというものであります。

それから4つ目とすれば、教育・保育従事者の処遇改善と労働環境への配慮ということで、管理者に対する支援とか、そのようなこと。あるいは、保育士等の業務の負担軽減への取り組みなどについて、この中に記載しておきたいと考えております。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

従事者の確保及び資質の向上。秋元委員。

(秋元委員)

教員の免許のことなんですけど、この8単位を取るというのがあるんですけど、もう現在、幼稚園しかないとか、保育所の免許しかないという人が、この8単位を取るために必要な費用というの

が生まれてきます。個人のこれは免許ですけども、その補助といえはおかしいんですけども、支援があるのか。

あともう1つ、これをやるためには、必ず各園を休んで行わなければいけないという実情が生まれてきます。それに対しての支援があるのか。

あとは、その大学に対して単位をもらうために聴講とか、いろいろそういうふうなもので受けていくんですけども、県独自というか、期間で集中講義的なものでこの2単位を修得できるというふうな考えをしているのかというのを、この3点、ちょっとお願いいたします。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

1点目の両方の免許を取得するために必要な費用ということについては、国の方で今年度新たに取得支援に関する事業を予算化しております。それを受けて、県の方でも、幼稚園教諭の保育士免許の取得という部分については、予算計上してございます。上限10万円として国が2分の1、県が2分の1という形で受講に要する費用を負担という助成するというような内容であります。

それから2つ目については、受講している間、お休みをとるという部分の代替の費用ということですけども、これについては、保育士の代替部分について、1日当たり5,920円という、その単価で研修期間中の代替の費用についても、県の方で予算化をしております。

それから3つ目の、集中して講義をするという部分ですけども、このことについては、どういう形で科目というか授業を設定するかということについては、それぞれの大学、養成機関の実情があるということがありまして、現在のところ、県の方で個人に対する助成という形を中心として、その方が講義式でいくのか、あるいは通信という手段でそれを受講するのか。その辺については個人にお任せするという事で考えております。

それから、一方の保育士資格を持っている方の幼稚園教諭の資格取得という部分と、それから幼稚園教諭の代替職員の費用ということについても、これは補正予算で要求していくといったスケジュールで考えている状況です。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、8ページの5、地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保、よろしくお願いたします。

(事務局)

ここの部分は、先ほどご議論いただいた県の独自記載項目というところになります。

基本的な考え方とすれば、市町村の子ども・子育て支援事業計画に関する部分の積み上げ結果に基づいて記載していくということで、法定13事業について事業名、事業内容、それから目標値になる指標を設定し、現状値と目標、5年後の目標数値を掲げていくということで進めていきたいと考えております。

13事業については、ここにあるとおり、利用者支援事業から多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業という、こういう内容になっております。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、9ページ、6、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整、よろしく申し上げます。

(事務局)

利用調査に関する県の考え方をこの中に書いていくということですが、基本的には、基本指針で考え方、調整の仕方というものが示されておりますので、それに基づいて記載していくということになります。

調整する場面というものは、主に2つのポイントがありまして、子ども・子育て支援事業計画を市町村が策定する際に区域を超えた利用という場合での調整ということについては、基本的にはそれぞれの市町村間で調整を行うと。それが整わない場合には、県が調整を行うと。

県境を越えた部分については、市町村の要請を受けて関係する県との間で調整を行うということを考えております。

2つ目は、広域利用をしている施設の利用定員を変更する場合。そういう場合には、他の市町村に影響を生じるということがありますので、そういう利用定員を変更する場合には、協議をしていただいて、その内容を踏まえて進めていくというような考え方をして参りたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(秋元委員)

この調整ということでありましたけども、例えば、調整の人数とか年数と決まった時に、早い者勝ちということなんですか。

手を挙げた早い者勝ちで決まっていくということですか。それとも、何と申しますか、期間を設けてその間に出した人達の中で調整をするということなんですか。調整園数というのが、当然、調整かけて園数の数とか、そういうふうな、いいんですよね、私が言っているのでもいいんですよね。

というのがありますよね。その時に、結局、期間を設けて募集というか、やりますというので、その中から調整するのか。「はい」と手を挙げた順番に認可していくのかという、それはどのようなになっていますでしょうか。

(事務局)

ここの場合の調整ということについては、例えば、ある園が定員 100 人、利用定員 100 人があったとします。その 100 人の園が、A 市の中にあるとします。そうした時に、隣の B 市では、例えば、幼稚園がありません。そして、それぞれ、例えば、A 市については、幼稚園の利用が必要な 80 人の子どもがいますよと。B 市には 20 人の幼稚園の利用が必要な子どもがいます、といった場合に、A 市にある 100 人定員の園については、A 市で 80 人、B 市で 20 人という形で利用することで、この表を埋めていくことになるわけですが。このようにニーズがピシヤリ合う場合はいいわけですが、そうでない場合には、B 市の方に何人になるかとか、A 市の方に何人になるかという、そういう調整が必要になって参ります。その部分での調整という、そういうことであります。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、同じページの 7、教育・保育情報の公表につきまして。

(事務局)

これにつきましても、基本指針及び子ども・子育て支援法の中でそれぞれの教育・保育の情報公表ということを定めておりますので、そのことについて記載していくということでもあります。

基本的な考え方とすれば、その事業者に対して提供する保育・教育に係る情報を県に報告することが求められておりますが、それはとりもなおさず保護者、利用者がその施設を利用するにあたって選択に資するということでもありますので、そういった内容を提供して公表していくということになります。

公表の内容というものについては、ここの囲みにある内容を今現在、国の方で検討しておりますので、それを踏まえて県の方として記載していきたいと思っています。

(佐藤会長)

はい、前田委員。

(前田保委員)

8 ページの 5 番と、今の 6 番、関連があるんですが、要するに地域子ども・子育て支援事業があります。ところで、たまたまこの官報もありましたので、内閣府令 39 号ありますね。これは、4 ページ、3 ページだったかな。

その中で 5 ページの 31 行に「地域との連携等」とあります。ここには、特定教育うんぬんあって、自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない、とあるんですが、今日の資料の中では、この地域の交流というのが、この法律の趣旨について分かっていたらお知らせ願います。

これは、今の県の方のこれに載せていくのだから、主体は市町村となっておりますので、この市町村で計画を作る時に、この辺をどう盛り込んでいくのか。そういうことをお知らせ願います。

(事務局)

この内容については、具体的にどういうものなのかというところまでは、国の方からまだ示されていない状況ですので、内容が確認され次第、計画の中に、どこかの柱の中に盛り込んでいきたいと思っています。

(前田保委員)

そうすると、いずれ出てくるということで理解してよろしいんですか。

(事務局)

はい。確認された段階でご紹介したいと。

(前田保委員)

分かりました。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、最後の8番、10ページ、その他基本方針（案）に定められた項目。

(事務局)

その他の項目ということでもありますけども、専門的な知識・技術を要する支援等ということ、これは必須記載事項でありますけども、児童虐待、社会的養護、障害児に対する施策ということ。

それから、職業生活と家庭生活の両立支援との連携、これは任意記載事項の部分であります、中身とすれば、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備という内容になっておりますが、これらについては、今後、年度の後半部分でわくわくあおもり子育てプランの細かい内容を検討していくといった作業がございますので、その時期にこの項目についても併せて検討していくというところで整理していただければと思います。

(佐藤会長)

それでは、全体をみてもらいました。

1項目ずつ検討していただきました。

全体を通して何かご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

はい、阿部委員。

(阿部委員)

先ほど、秋元委員から質問が出た、いわゆる片方しか免許のない場合の支援のことにに関してなんですが、いわゆるギリギリでやっている幼稚園とか保育所もあるかと思うんですよ。例えば、休まれば困るとか、その辺も含めて県の方でしっかり支援して欲しいんですが。今言った8つの柱、とればいいという中で、例えば、具体的にどこの大学に行けば取れますよとか。どこの学校に行けば、いわゆるこの期間中で取れますよという、そういう情報の開示といいますか、そういう情報等も提供していただけるものなのでしょうか。

(事務局)

その内容については、文科省それから厚生労働省、それぞれのホームページで開設している大学ですとか機関ですとか、そういうものが全国的なものとして公表されております。

(阿部委員)

分かりました。ありがとうございました。

(佐藤会長)

その他。

前田委員。

(前田保委員)

この事業の8ページの5では、地域子ども・子育て支援事業とあります。3ページにいきますと、第2、子ども・子育て支援事業、「地域」が付いていないんですが、これの使い分けは何かあるのでしょうか。

統一するのであれば、どっちかに統一した方がいいのかなと、こういう感じがしていました。

(事務局)

3ページの第2の子ども・子育て支援事業支援計画の部分ですね。これは、計画の名称が「子ども・子育て支援事業支援計画」という名称になっておりまして、「地域子ども・子育て支援事業」を含み、保育所、幼稚園、認定こども園である教育・保育施設も含んだ、そういう大きなものの計画の名称という形になっております。

それから、後ほど出てくるものは、「地域子ども・子育て支援事業」というもので、これは市町村が実施主体になっている13事業というもので、それで若干違いがございます。

(前田保委員)

市町村で作る時は「地域」が付くということですか。

(事務局)

事業の名称が「地域子ども・子育て支援事業」という、そういう名称になっております。

計画の方は、「子ども・子育て支援事業計画」あるいは「子ども・子育て支援事業支援計画」という計画の名称になっております。

(佐藤会長)

間違いではなくて、異なっている名称であるということですね。

それでは、長時間に渡りまして皆様のご意見を1つずつお伺いして参りました。

これで私の役は終わらせていただきたいと思います。

(司会)

佐藤会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして久保こどもみらい課長からご挨拶を申し上げます。

(久保こどもみらい課長)

それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変忙しい中ご出席を賜り、また委員の皆さまから貴重なご意見、ご提言をいただいたと思っております。誠にありがとうございます。

これらの意見を踏まえて、さらに検討を深めて参りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

冒頭でもご説明したとおり、今年度、計4回の会議を開催予定でございます。スケジュールが厳しい状況ではございますが、ご支援、ご協力をお願いをしたいと思います。

簡単ですが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第2回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。